



《消防局・消防署、出張所の窓口業務》



1 受付時間について

【消防局の窓口業務】

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(ただし、土日、国民の祝日、年末年始 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。)

【消防署・出張所の窓口業務】

受付時間：午前 6 時から午後 8 時まで

2 申請・届出・相談などの受付について

松本広域消防局の消防署・出張所では、地域住民や業者の皆様からの申請、届出、相談等に対応するため、曜日や祝日に関係なく毎日受付を行っています。受付時間は、朝 6 時から、夜間においても午後 8 時まで行っています。

なお、災害出動や他の消防業務などで担当者が不在となる場合や、消防署を留守にする場合があります。

お急ぎの場合や、相談内容が多く時間がかかる場合は、お手数ですが、お越しになる前に電話でのご連絡をお願いいたします。至急の場合は、時間に関係なく受付いたします。

3 消防署、出張所の状況

火災や救急のような緊急の仕事をしている消防署は、休みません。

松本広域消防局の通信指令課と 16 箇所の消防署・消防出張所は、24 時間・365 日、災害に対応します。

火災や救急に出動する消防士は、隔日勤務といって朝 8 時 30 分から次の朝の 8 時 30 分までの 24 時間勤務をして、次の勤務の職員と交替します。

消防署の 24 時間勤務は、昼食と夕食で 2 時間、深夜から早朝に 6 時間半の仮眠、あわせて 8 時間半の一斉休憩を取り、災害対応に備えています。

災害のない待機中に、訓練、消防行政に関する事務仕事をしています。

また、消防局(消防本部)に勤務する消防士は、月曜から金曜日、朝 8 時 30 分から夕方 5 時 15 分まで消防本部事務をしています。

